



Title	労働法とその周辺（九）
Author(s)	小嶌, 典明
Citation	阪大法学. 2014, 63(5), p. 1-26
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67980
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

労働法とその周辺（九）

小 善 典 明

一〇 法令の公布と法令用語

明治時代の公式令に基づいて公布された旧労働三法

労働組合法（旧法）、労働関係調整法、そして労働基準法。いわゆる労働三法（正確には旧労働三法）を制定順に並べれば、このようになる。これら三法は、いずれも第二次大戦後に制定をみた法律であるが、その共通点は、明治憲法下、帝国議会のもとで制定をみたという点にある。

当時、法令の公布については、明治四〇年に勅令第六号として制定された公式令が以下のようにその方法を規定しており、旧労働三法の公布も、この公式令六条および一二条に定める手順に従つて、これが行われた。

第六条 法律ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス

- (2) 前項ノ上諭ニハ帝国議会ノ協賛ヲ經タル旨ヲ記載シ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署シ又ハ他ノ國務各大臣若ハ主任ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス
- (3) 枢密顧問ノ諮詢ヲ經タル法律ノ上諭ニハ其ノ旨ヲ記載ス

第七条 勅令ハ上諭ヲ附シテ之ヲ公布ス

- (2) 前項ノ上諭ニハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署シ又ハ他ノ國務各大臣若ハ主任ノ國務大臣ト俱ニ之ニ副署ス

- (3) 枢密顧問ノ諮詢ヲ經タル勅令及貴族院ノ諮詢又ハ議決ヲ經タル勅令ノ上諭ニハ其ノ旨ヲ記載シ帝国憲法第八条第一項又ハ第七十条第一項ニ依リ発スル勅令ノ上諭ニハ其ノ旨ヲ記載ス

- (4) 帝国議会ニ於テ帝国憲法第八条第一項ノ勅令ヲ承認セサル場合ニ於テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スル勅令ノ上諭ニハ同条第二項ニ依ル旨ヲ記載ス

第八条・第九条 略

第十条 閣令ニハ内閣總理大臣年月日ヲ記入シ之ニ署名ス

- (2) 省令ニハ各省大臣年月日ヲ記入シ之ニ署名ス

- (3) 宮内省令ニハ宮内大臣年月日ヲ記入シ之ニ署名ス

- 第十二条 皇室令、勅令、閣令及省令ハ別段ノ施行時期アル場合ノ外公布ノ日ヨリ起算シ満二十日ヲ経テ之ヲ施行ス**

第十二条 前数条ノ公文ヲ公布スルハ官報ヲ以テス⁽¹⁾

たとえば、労働組合法（旧法）および労働関係調整法の公布に当たって付された上諭の内容は、次のようなものであつた。

労 働 組 合 法（旧法）	労 働 関 係 調 整 法
朕帝国議会ノ協賛ヲ経タル労働組合法ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム	朕は、帝国議会の協賛を経た労働関係調整法を裁可し、ここにこれを公布せしめる。
御名御璽 昭和二十年十一月二十一日	御名御璽 昭和二十一年九月二十六日

内閣総理大臣 男爵 幣原喜重郎
司法大臣 岩田 宙造
厚生大臣 芦田 均
大蔵大臣 子爵 渋澤 敬三
運輸大臣 田中 武雄

内閣総理大臣 吉田 茂
司法大臣 木村篤太郎
厚生大臣 河合 良成
運輸大臣 平塚常次郎

しかし、いざれの場合も、官報への掲載は署名日より一日遅れ、労働組合法（旧法）の公布は昭和二〇年一二月二三日、労働関係調整法の公布は昭和二一年九月二七日となる。現在では、法令の官報掲載日と署名日が異なることはなくなつたものの、当時はこのように若干の遅れが生じることも珍しくなかつた（ちなみに、労働基準法の公布は署名日から一日経過した昭和二三年四月七日となつた）。なお、こうした事情は、戦前の工場法や商店法にも等しくみられるものであり、むしろ多少のズレがあるのが普通であったというのが正確かも知れない。

その後、日本国憲法の施行（昭和二二年五月三日）に伴い、公式令は廃止され、上諭という言葉も歴史の表舞台からその姿を消す。憲法と同時に施行された内閣法（昭和二三年法律第五号）が五条で「内閣総理大臣は、内閣を

説
論
代表して内閣提出の法律案、……を国会に提出」する旨を定めたこともあるて、法律の公布に当たつて、内閣総理大臣以外の国務大臣が冒頭に署名することはなくなり（末尾への署名に変更⁽³⁾）、公布文の内容も上諭に比べると随分簡素化されたとはいえ、労働基準法の上諭と労働組合法（現行法）の公布文を対比した以下の表をみてもわかるよう、その内実（御名御璽の重み）までが変わったわけではない。

労 働 基 準 法	労 働 組 合 法（現行法）
朕は、帝国議会の協賛を経た労働基準法を裁可し、 ここにこれを公布せしめる。	労働組合法をここに公布する。
御 名 御 璽	御 名 御 璽
昭和二十二年四月五日	昭和二十四年六月一日
内閣総理大臣 吉田 茂 司法大臣 木村篤太郎 厚生大臣 河合 良成 運輸大臣 増田甲子七 商工大臣 石井光次郎	内閣総理大臣 吉田 茂

なお、現在の労働三法は、いずれも吉田茂内閣のもとで成立をみたという点に、その共通点がある（上記二表を参照）。その意味で、昭和の大宰相＝吉田茂は、労働三法の生みの親でもあった⁽⁴⁾。こういつても、あながち誤りとはいえない。

昭和二三年政令第二〇一号。正式名称を「昭和二十三年七月二十一日附内閣総理大臣宛連合国最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令」という。

そこにいう連合国最高司令官書簡——いわゆるマッカーサー書簡——は、争議行為の禁止を含む、国家公務員法の包括的な改正 (comprehensive revision) 等に直ちに着手する (should be undertaken immediately) よう、芦田均首相に指示する (命じる) ものであつたが、これを受けた芦田内閣は、こうした立法措置が講じられるまでの臨時措置を、下記の条文をもつて、この政令に定める」とになる。

第一条 任命によると雇用によるとを問わず、国又は地方公共団体の職員の地位にある者（以下公務員といい、これに該当するか否かの疑義については、臨時人事委員会が決定する。）は、国又は地方公共団体に対しては、同盟罷業、怠業的行為等の脅威を裏付けとする拘束的性質を帯びた、いわゆる団体交渉権を有しない。但し、公務員又はその団体は、この政令の制限内において、個別的に又は団体的にその代表を通じて、苦情、意見、希望又は不満を表明し、且つ、これについて十分な話合をなし、証拠を提出することができるという意味において、国又は地方公共団体の当局と交渉する自由を否認されるものではない。

2 紙与、服務等公務員の身分に関する事項に関して、従前国又は地方公共団体によつてとられたすべての措置については、この政令で定められた制限の趣旨に矛盾し、又は違反しない限り、引きつづき効力を有する。

3 現に繫属中の国又は地方公共団体を関係当事者とするすべての斡旋、調停又は仲裁に関する手続は、中止される。爾后臨時人事委員会は、公務員の利益を保護する責任を有する機関となる。

第二条 公務員は、何人といえども、同盟罷業又は怠業的行為をなし、その他国又は地方公共団体の業務の運営

能率を阻害する争議手段をとつてはならない。

- 2 公務員でありながら前項の規定に違反する行為をした者は、國又は地方公共団体に対し、その保有する任命又は雇用上の権利をもつて対抗することができない。

第三条 第二条第一項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

附 則

- 1 この政令は、公布の日から、これを施行する。

2 この政令は、昭和二十三年七月二十二日附内閣總理大臣宛連合国最高司令官書簡にいう國家公務員法の改正等国会による立法が成立実施されるまで、その効力を有する。⁽⁵⁾

この政令二〇一号が官報に掲載されたのが、昭和二三年七月三一日。書簡の交付から数えてわずか九日後のことではあつたが、マッカーサーの命令とあれば、従う以外に選択肢はない。猛スピードで行われた公布の背景には、こうした占領下の事情があつた。

しかし、附則第一項に定める「公布の日」つまり官報掲載日からの政令の即日施行は、結局のところ見果てぬ夢に終わる。最高裁がこれを認めなかつたからである。昭和三二年一二月二八日の大法廷判決（刑集一一巻一四号三四六一頁）がそれであるが、最高裁は次のようにいふ。

「法令の公布の方法については、明治憲法下においては明治四〇年勅令六号公式令により法令の公布は官報をもつてする旨が定められてゐるのであるが（同令一二条）、右公式令は、日本国憲法施行と同時に、昭和二二年

五月三日廃止せられ、そしてこれに代わるべき法令公布の方法に關する一般的規定は未だ定められていない。即ち、公式令の廃止後は、法令公布の方法については、一般的な法令の規定を欠くに至つたのであつて、實際の取扱としては、公式令廃止後も、法令の公布を官報をもつてする従前の方法が行われて來たことは顯著な事實ではあるが、これをもつて直ちに、公式令廃止後も法令の公布は官報によるとの不文律が存在しているとまでは云いえないことは所論のとおりであり、今日においては法令の公布が、官報による以外の方法でなさることを絶対に認め得ないとまで云ふことはできないであろう。しかしながら、公式令廃止後の實際の取扱としては、法令の公布は従前通り官報によつてなされて來ていることは上述したとおりであり、特に國家がこれに代わる他の適當な方法をもつて法令の公布を行うものであることが明らかな場合でない限りは、法令の公布は従前通り、官報をもつてせられるものと解するのが相当であつて、たとえ事實上法令の内容が一般国民の知りうる状態に置かれえたとしても、いまだ法令の公布があつたとすることはできない。

所論は、『法令の公布は官報を以つてすると云ふ公布の方式を定めた公式令は、昭和二三年五月三日廃止され、その後は法令公布の方法がなくなつたのであるから、事實上國家の意志が國民に表示された時を以つて法令の公布があつたものと解するを相當とする。この表示の手段として國民一般に知り得る機會を与えるに適したもののは、現時に於ては印刷の方法によるものと、ラジオ放送の方法によるものとが考えられるが、法令は公式令廃止後も官報に印刷して發行する一方、主要法令はラジオ・ニュースとして發表されて來たのであるから、この両者の方法相補つて事實上國民に法令の内容を知り得る機會を与えたときに、法令の公布があつたものとなすべきである。……中略……本件政令の公布迄の經過概要は次の様であつた。昭和二三年七月二日當時の内閣總理大臣芦田均に國家公務員法改正に関するマツカーサー元帥の書簡が交付され、政府は翌二三日右書簡全文を發表し、

当時この全文は全国の新聞紙に掲載報道されて居り、又その頃総司令部係官の、この書簡は直ちに効力を発生する旨の見解も新聞紙に掲載発表せられ、かくて同月三〇日閣議決定により本件政令が成立し翌三一日公布の手段がとられた上、同日午後九時三〇分から四五分迄のニュース放送時間に、政令の全文ならびに即日施行の旨が全國に発表されたのである。この経過から見れば、国民は前示三一日のラジオ放送終了の時を以つて事実上本件政令を知り得る機会を与えられたものと解するのが最も妥当である。故に本件政令は昭和二三年八月二日に印刷完了の上発送せられたものであつても、以上の理由によつて同年七月三一日公布施行せられたものと解すべきである。』といふ。しかし、当裁判所が職権をもつて調査したところによれば、日本放送協会が昭和二三年七月三一日午後九時三〇分の全国向けニュース放送でした本件政令の報道が、日本国政府の依嘱又は命令によりなされたものであること及び右放送による方法が、法令の内容を一般に国民に知りうる状態に置くに足る適當な方法であることについては何らこれを肯認するに足る資料なく、右放送は、日本放送協会が自ら取材し、自主的にしたものと認められる本件においては、所論のよう、右放送によつて本件政令の公布があつたものとは到底認めるとはできないのである。

次に、本件政令はその附則に『この政令は、公布の日から、これを施行する』との規定を置いているのであるが、原審の認定したところによれば、本件政令は昭和二三年七月三一日附官報号外に登載せられ、右官報号外は同年八月二日午前九時三〇分印刷を完了し、同日午後一時三〇分頃発送の手続をしたというのである。果してしからば、本件政令の登載せられた官報号外の日附の日である同年七月三一日には、右官報号外は未だ印刷も完了しておらず、ましてその発送にも着手していなかつたのであるから、右七月三一日は本件政令の公布前であることは明瞭であつて、この日をもつて、本件政令の公布の日とすることを得ない」。

本件は、一律三割減車および職場離脱（争議行為）に係る教唆行為の公訴事実を、原判決（札幌高判昭和二十九・一〇・一九刑集一二巻一四号三四七三頁）が政令二〇一号公布前の行為であると認定したこととに、法令上の見解を誤った違法があるとして、検察官が上告した事件であるが⁽⁶⁾、最高裁は右にみたように、この点に関しては原判決の認定判断（無罪判決）を維持するものとなつてゐる。

ただ、仮に日本放送協会によるラジオ放送をもつて公布があつたとしても、公布日に行われたとされる教唆行為が右の放送以前に行われたものであれば、即日施行とはいえ、なお無罪判決が維持されていた可能性がある（教唆行為が行われた時刻までは原判決においても明らかにされていないが、政令の全文および即日施行の報道は、午後九時三〇分から四五分までのニュース放送の時間になされており、教唆行為が先行していた可能性が高い）。たとえば、このことに関連して、最高裁（覚せい剤取締法違反被告事件＝最大判昭和三三・一〇・一五刑集一二巻一四号三三一三頁）は次のように判示しており、参考になる。

「官報による法令の公布は、一連の手続、順序を経てなされるものであるが、これを本件につき職権をもつて調査すると、（二）昭和二六年法律第二二五二号覚せい剤取締法二条、一四条、四一条等を改正した昭和二九年法律第一七七号覚せい剤取締法の一部を改正する法律（以下本件改正法律と略称する。）を掲載した昭和二九年六月一二日付官報は、同日午前五時五〇分、第一便自動車が東京駅（関東、東海、近畿方面）、新宿駅（山梨方面）の順序で一台、上野駅（北海道、東北、北関東、北陸方面）、両国駅（千葉方面）の順序で一台、同時に印刷局から発送され、そして最終便は同日午前七時五〇分、東京駅（中国、四国、九州方面）、東京官報販売所の順序に積下すため、印刷局から発送された、（二）右官報が全国の各官報販売所に到達する時点、販売所から直接に

又は取次店を経て間接に購読予約者に配達される時点及び官報販売所又は印刷局官報課で、一般の希望者に官報を閲覧せしめ又は一部売する時点はそれぞれ異つていて、當時一般の希望者が右官報を閲覧し又は購入しようとなればそれをなし得た最初の場所は、印刷局官報課又は東京都官報販売所であり、その最初の時点は、右二ヶ所とも同日午前八時三〇分であつたことが明らかである。

してみれば、以上の事実関係の下においては、本件改正法律は、おそらくとも、同日午前八時三〇分までには、前記大法廷判決（昭和三三年一二月二八日の判決を指す——注）にいわゆる『一般国民の知り得べき状態に置かれ』たもの、すなわち公布されたものと解すべきである。そして『この法律は、公布の日より施行する』との附則の置かれた本件改正法律は、右公布と同時に施行されるに至つたものと解さなければならない。しかるに原審の確定したところによれば、本件犯行は、同日午前九時頃になされたものであるというのだから、本件改正法律が公布せられ、施行せられるに至つた後の犯行であることは明瞭であつて、これに本件改正法律が適用せらることは当然のことといわねばならない』。

インターネットを通して、官報もジャスト・イン・タイムで読むことができるようになった今、政令二〇一号がかつて経験したような事態はもはや起こり得ない（昭和三三年一〇月一五日の大法廷判決が法令の公布時刻とした「午前八時三〇分」も、同様にその意味を失った）。他方、占領政策の一環とはいいうものの、重要な法令やGHQ（連合国軍総司令部）の指示については、場合によつてはその全文が新聞やラジオによつて報道されていた⁽⁷⁾という当時の状況は、やはり記憶にとどめられてよい。

たしかに、敗戦後間もない当時は印刷事情も悪く、そもそも印刷に供する紙が大幅に不足していた。たとえば、

政令二〇一号の場合、昭和二三年八月一日付けの各紙が一面でその内容を報じているが、当日の紙面は全部合わせても四面しかなかった。しかも、この日は例外的に多かった（通常は二面）⁽⁸⁾という事実もある。七月三一日付けの官報の印刷が八月一日になつてようやく完了をみたというのも、このような事情を知れば、納得がいく。こうした先人の艱難辛苦の上に、今日のわが国はある。このことも忘れてはなるまい。

労働関係調整法一条にいう「労働組合法」とは何か

政令二〇一号といつても、どの政令を指すのかは識別できない。政令番号を含む法令番号は、年（暦年）や元号が改まるごとに、リセットされる（一号に戻る）からである。政令二〇一号の場合、現行政令（平成二五年一二月一日現在）に対象を限定しても、合計で一二二件を数える。⁽⁹⁾

他方、これを逆にいえば、法令名が仮に同じであっても、元号で表された暦年表示の法令番号さえわかれば、法令は特定できるという話にもなる。たとえば、労働組合法の場合、昭和二〇年法律第五一号といえれば旧法を指し、昭和二四年法律第一七四号といえば現行法を意味する、という具合である。

しかし、労働関係法令のなかには、こうした法令番号による特定を行わないまま、条文中で他の法令を引用しているものもある。「この法律は、労働組合法と相俟つて、労働関係の公正な調整を図り、労働争議を予防し、又は解決して、産業の平和を維持し、もつて経済の興隆に寄与することを目的とする」。このように一条で定めた労働関係調整法は、その代表例といつて差し支えはない。

労働関係調整法（昭和二一年法律第二五号）が制定された当時、同法一条にいう「労働組合法」は、当時の労働組合法、すなわち旧法を意味していた。そして、冒頭で「労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）の全部を改正

する」と定めた現行労働組合法（昭和二四年法律第一七四号）は、附則第九項で「他の法律中『労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）』を『労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）』に改ためる」としたものの、同法制定と同時に行われた労働関係調整法の改正（一部改正）においては、一条の改正は行われず、その後も改正をみなまま現在に至っている。

もとより、労働関係調整法一条にいう「労働組合法」が現在でも旧法を意味するといった屁理屈をいうつもりは毛頭ない。同法一七条や一九条が言及する「労働組合法第二十条」が現行労働組合法の一〇条を指すことは明確であり（これらの条文については、現行労働組合法制定と同時に行われた労働関係調整法改正の際に、「『労働組合法第二十七条第一項第三号』を『労働組合法第二十条』に改める」という形で改正が行われた）、同法一二条二項にいう「労働組合法第十九条の十第一項」についても、これと同様のことがいえる。

ただ、法令の引用に当たって、法令番号を括弧書きで付記することにより、これを特定するという考え方は、少なくとも戦後の第二回国会（昭和二三年一二月一〇日～昭和二三年七月五日）の半ば頃までは、慣例としても存在していなかつたという事実にも留意しなければならない。その最初の例は、昭和二三年四月三〇日に同年の法律第三〇号として公布された「国家行政組織に関する法律の制定施行までの暫定措置に関する法律」であると思われるが、同法は次にみるように、二件の法律と一件の勅令について、法令番号を付記するものとなつている。

「行政官庁法（昭和二十二年法律第六十九号）附則第二項及び経済安定本部令（昭和二十二年勅令第百九十三号）附則第二項中『施行後一年を限り』を『昭和二十三年五月三十一日まで』に、日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律（昭和二十二年法律第七十二号）第一条の三及び建設院設置法附則第

二項中『五月一日』を『五月三十一日』に改める』。

とはいって、単純なミスか、そこにいう「建設院設置法」については、本来付すべき法令番号（昭和二十一年法律第二百三十七号）が付記されていない。また、翌五月一日に公布をみた九件の法律の中にも、引用法令について法令番号の付記を欠くものや付記が不十分なものが三件含まれている。¹⁰⁾

以上を要するに、引用法令に法令番号を付記することは、法令を特定するという意味でも有用ではあるが、それが慣例として定着するためには、かなりの歳月と試行錯誤（ドタバタ）を必要とした。最初から完璧なものなど、世の中には存在しないのである。

労働組合法以外の法令に定める「労働組合」とは何か

現行労働組合法は、その二条で同法にいう「労働組合」を次のように定義する（なお、以下では、煩雑な表現を避けるため、労働三法については法律番号を省略する）。

（労働組合）

第二条 この法律で「労働組合」とは、労働者が主体となつて自主的に労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを中心とする目的として組織する団体又はその連合団体をいう。但し、左の各号の一に該当するものは、この限りでない。

一 役員、雇入解雇昇進又は異動に関する直接の権限を持つ監督的地位にある労働者、使用者の労働関係につ

いての計画と方針とに関する機密の事項に接し、そのためにはその職務上の義務と責任とが当該労働組合の組合員としての誠意と責任とに直接に接する監督的地位にある労働者その他使用者の利益を代表する者の参加を許すもの

二 団体の運営のための経費の支出につき使用者の經理上の援助を受けるもの。但し、労働者が労働時間中に時間又は賃金を失うことなく使用者と協議し、又は交渉することを使用者が許すことを妨げるものではなく、且つ、厚生資金又は経済上の不幸若しくは災厄を防止し、若しくは救済するための支出に実際に用いられる福利その他の基金に対する使用者の寄附及び最小限の広さの事務所の供与を除くものとする。

三 共済事業その他福利事業のみを目的とするもの

四 主として政治運動又は社会運動を目的とするもの^{〔1〕}

しかし、この定義は、同条本文柱書きにもあるように、あくまでも「この法律」=労働組合法にいう「労働組合」にのみ妥当するものであって、労働組合法以外の法令に定める「労働組合」には妥当しない。たとえば、労働基準法には、本則だけでも「労働者の過半数で組織する労働組合」という言葉が三四回登場する^{〔12〕}が、そこにいう「労働組合」の意義は、もっぱら解釈に委ねられていると考えるほかない。

たしかに、規定内容の性格からみて、法令中の「労働組合」について、厳格な解釈を必要としない場合はある。たとえば、以下のようなケースがそれであるが、これらのケースについては「労働組合その他労働に関する団体」や「労働組合その他の団体」という規定ぶりからも、そこにいう「労働組合」を特定する必要のないことは明らかといえる（以下、傍線は筆者による）。

イ 厚生労働省設置法（平成二一年法律第九七号）

（所掌事務）

第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～四 略

五 労働組合その他労働に関する団体に係る連絡調整に関すること。

六 以下、略

2 略

口 破壊活動防止法（昭和二七年法律第二四〇号）

（規制の基準）

第三条 （一項、略）

2 この法律による規制及び規制のための調査については、いやしくもこれを濫用し、労働組合その他の団体の正当な活動を制限し、又はこれに介入するようなことがあつてはならない。

他方、法令中の「労働組合」が「法人である労働組合」にその対象が限定される（その旨が法令に規定される）次のようなケースにおいては、当該労働組合が労働組合法二条だけでなく、組合規約について定めた同法五条二項の規定にも適合することが求められることにも留意する必要がある。^[14]「労働組合」が法人格を取得するためには、労働組合法一条の規定によるしか方法がないからである（なお、五条一項にいう「この法律に規定する手続」に

は、二二条に定める法人の登記手続が含まれ、二二条にいう「この法律の規定に適合する」とは、五条一項にいう「第二条及び第一項の規定に適合する」ことを意味する)。

ハ 職業能力開発促進法（昭和四四年法律第六四号）

（認定職業訓練の実施）

第十三条 事業主、事業主の団体若しくはその連合団体、職業訓練法人若しくは中央職業能力開発協会若しくは都道府県職業能力開発協会又は一般社団法人若しくは一般財團法人、法人である労働組合その他の當利を目的としない法人で、職業訓練を行い、若しくは行おうとするもの（以下「事業主等」と総称する。）は、第四節及び第七節に定めるところにより、当該事業主等の行う職業訓練が職業訓練の水準の維持向上のための基準に適合するものであることの認定を受けて、当該職業訓練を実施することができる。

ニ 地方税法（昭和二五年法律第二二六号）

（法人の事業税の非課税所得等の範囲）

第七十二条の五 道府県は、次に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課すことができない。

一～三 略

四 法人である労働組合及び職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく法人である職員団体等
五 以下、略

2 以下、略

(固定資産税の非課税の範囲)

第三百四十八条 (一項～三項、略)

4 市町村は、……法人である労働組合、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律による法人である職員団体等、漁船保険組合、漁船保険中央会、たばこ耕作組合、輸出水産業組合並びに土地改良事業団体連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に対しては、固定資産税を課すことができない。

5 以下、略

なお、地方税法二五条一項二号および同法一九六条一項二号は、「労働組合法による労働組合」に対して、収益事業を行う場合を除き、都道府県や市町村が道府県民税または市町村民税の「均等割を課すことができない」旨を定めているが、ここにいう「労働組合法による労働組合」とは、労働組合法二条に定義する労働組合を指すものと解される。ただ、このように法令中の「労働組合」が労働組合法二条の労働組合であることが規定上明確な法令は、地方税法を除けば、次のような例を見るにとどまっている。

A 「労働組合法第二条の労働組合」とするもの

- (1) 政治資金規正法（昭和二三年法律第一九四号）二二条一項^{〔15〕}
- (2) 国家公務員共済組合法（昭和三三年法律第一二一八号）九九条五項
- (3) 貸金業法施行令（昭和五八年政令第一八一号）一条の二第一号口

（4）会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成一二年法律第一〇三号）二条二項

B 「労働組合法による労働組合」とするもの

- （1）職業安定法（昭和二二年法律第一四一号）四条八項
- （2）船員職業安定法（昭和二三年法律第一三〇号）六条一〇項
- （3）消費生活協同組合法（昭和二三年法律第二〇〇号）八条
- （4）職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五三年法律第八〇号）二条四項二号

労働組合といえば、それで意味が通る。結構な話ではある。しかし、労働組合という言葉が人口に膾炙しているというだけで、法律上も多くの場合、その定義がされないという現状にはやはり疑問が残る。たとえば、マイナーナン法ではあるが、郵政民営化法（平成一七年法律第九七号）には、以下のように定める規定が存在する。これを一読して違和感を覚えないほうが、むしろ異常といえよう。^{〔16〕}

（預入限度額の適用除外）

第一百八条 前条の規定（預金限度額に関する規定を指す――注）は、次に掲げる者が預金者等である場合については、適用しない。

一次に掲げる者であつて、その主たる事務所が他の一般の金融機関（旧郵便貯金法第十条第一項ただし書に規定する一般の金融機関をいう。）がない市町村の区域として内閣総理大臣及び総務大臣が告示する区域に

所在するもの

- イ 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）別表第一に掲げる内国法人
- ロ 労働組合、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）第一百八条の二第一項に規定する職員団体及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第一項に規定する職員団体（イに該当するものを除く。）

ハ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第一条第一項に規定する社会福祉事業を経営する當利を目的としない団体（イ又はロに該当するものを除く。）

二 機構（独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構を指す、六条二項を参照——注）

ちなみに、こうした現状は、「過半数組合」と対をなす「過半数代表者」についても同様にみられる。つまり、次のように定める労働基準法施行規則（昭和三二年厚生省令第二三三号）の規定（六条の二、平成一〇年労働省令第四五号により新設、引用は平成二二年厚生労働省令第一一二三号による改正後のもの）は、その一項にいう「過半数代表者」についてのみ妥当する。

第六条の二 法第十八条第二項、法第二十四条第一項ただし書、法第三十二条の二第一項、法第三十二条の三、法第三十二条の四第一項及び第二項、法第三十二条の五第一項、法第三十四条第二項ただし書、法第三十六条第一項、第三項及び第四項、法第三十七条第三項、法第三十八条の二第二項、法第三十八条の三第一項、法第三十八条の四第二項第一号、法第三十九条第四項、第六項及び第七項ただし書並びに法第九十条第一項に規定

する労働者の過半数を代表する者（以下この条において「過半数代表者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一 法第四十一条第二号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。

二 法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であること。

② 前項第一号に該当する者がいない事業場にあつては、法第十八条第二項、法第二十四条第一項ただし書、法第三十九条第四項、第六項及び第七項ただし書並びに法第九十条第一項に規定する労働者の過半数を代表する者は、前項第二号に該当する者とする。

③ 使用者は、労働者が過半数代表者であること若しくは過半数代表者にならうとしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いをしないようにしなければならない。^[1]

これと同様の規定が置かれた法令は、現在のところ（平成二五年一月一日現在）、以下の五例を数えるにすぎない。このことをどのように考えるかは、奇問に等しい問いではあるが、法律学の問題としては、かなりの難問に属する。こういつても、誤りはないであろう。

(1) 船員職業安定法施行規則（昭和二三年運輸省令第三二二号）三九条三・四項^[18]

(2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六一年労働省令第一〇〇号）三三三条の四

(3) 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法施行規則（平成四年労働省令第一六六号）一条

(4) 確定拠出年金法施行規則（平成一三年厚生労働省令第一七五号）二条

(5) 確定給付企業年金法施行規則（平成一四年厚生労働省令第二二一号）三条

(1) なお、公式令の制定によつて廃止された公文式（明治一九年勅令第一号）は、法令の公布に関連して次のように規定していた。

第一条 法律命令

第一条 法律勅令ハ上諭ヲ以テ之ヲ公布ス

② 法律ノ元老院ノ議ヲ経ルヲ要スルモノハ旧ニ依ル

第二条 法律勅令ハ内閣ニ於テ起草シ又ハ各省大臣案ヲ具ヘテ内閣ニ提出シ總テ内閣総理大臣ヨリ上奏裁可ヲ請フ

第三条 法律及一般ノ行政ニ係ル勅令ハ親署ノ後御璽ヲ鈐シ内閣総理大臣年月日ヲ記入シ主任大臣ト俱ニ之ニ副署ス
各省專任ノ事務ニ属スルモノハ主任大臣年月日ヲ記入シ之ニ副署ス

第四条 内閣総理大臣及各省大臣ハ法律勅令ノ範囲内ニ於テ其職權若クハ特別ノ委任ニ依リ法律勅令ヲ施行シ又ハ安寧

秩序ヲ保持スル為メニ閣令又ハ省令ヲ發スルコトヲ得

第五条 閣令ハ内閣総理大臣之ヲ発シ省令ハ各省大臣之ヲ發ス

第六条 閣令ハ年月日ヲ記入シ内閣総理大臣之ニ署名ス

第七条 省令ハ年月日ヲ記入シ主任大臣之ニ署名ス

第八条 各官庁一般ニ関スル規則ハ内閣総理大臣之ヲ定メ各庁庶務細則ハ其主任大臣之ヲ定ム

第九条 内閣総理大臣及各省大臣ノ所轄官吏及其監督ニ属スル官吏ニ達スル訓令モ亦第六条第七条ノ例ニ依ル

第二 布告

第十条 凡ソ法律命令ハ官報ヲ以テ布告シ官報各府県厅到達日数ノ後七日ヲ以テ施行ノ期限トナス但官報到達日数ハ明治十六年五月二十六日第十四号布達ニ依ル

(2) たとえば、工場法は明治四四年三月二九日、商店法は昭和一三年三月二六日にそれぞれ公布されている。だが、その公布日は、いずれの場合も署名日の翌日であった。

(3) ただし、法律末尾の署名においても、内閣総理大臣がまず署名を行うものとなつてゐることに注意。

(4) 吉田首相と労働三法の関係については、さしあたり吉田茂『回想十年』第十六章二「労働三法の制定」、同三「三法修正への努力」(中公文庫版『回想十年』2)(平成一〇年)二六七頁以下)を参照。

(5) 附則第二項にいう「国家公務員法の改正」は、昭和二三年一二月三日公布・即日施行という形で行われ、その結果、政令二〇一号二条および三条に関連して、国家公務員法には次のような規定が設けられることになった。

(法令及び上司の命令に従う義務並びに職員の団体)

第九十八条

⑤ 職員は、政府が代表する使用者としての公衆に対し同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は政府の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。

⑥ 職員で同盟罷業その他前項の規定に違反する行為をした者は、その行為の開始とともに、国に対し、法令に基いて保有する任命又は雇用上の権利をもつて、対抗することができない。

第一百十条 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

十七 何人たるを問わず第九十八条第五項前段に規定する違法な行為の遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおり、又はこれらの行為を企てた者

② 略

附則 (改正附則)

第八条 昭和二十三年七月二十二日附内閣總理大臣宛連合国最高司令官書簡に基く臨時措置に関する政令(昭和二十三年政令第二百一号)は、国家公務員に関して、その効力を失う。

2 前項の政令がその効力を失う前になした同令第二条第一項の規定に違反する行為に関する罰則の適用については、なお従前の例による。

(6) 本件では、被告人らの一部も上告しているが、検察官による上告と同様、上告棄却となつてゐる。

(7) ただ、いわゆるプレスコードのもとで、新聞記事の内容は広告にわたるまで、G H Qによる厳格な検閲を受けていた。それゆえ、占領政策に反する報道はまったく許されていなかつたことにも留意する必要がある。

(8) 第二次大戦前（昭和初期）は、朝刊が二面、夕刊が四面といった状況にあつた。それが敗戦後（占領当初）には、朝刊二面のみ（夕刊はなし）となつた。なお、わが国が独立を回復した昭和二七年四月二八日の紙面は、朝刊八面（通常四面）、夕刊四面となつてゐる。

(9) 一二件の政令二〇一号とは、以下の現行政令（現在は実効性を失つてゐるものと含む。括弧内は公布年）を指す。

①労働組合法の施行期日を定める政令（昭和二十四年）、②建築士法施行令（昭和二十五年）、③国の援助等を必要とする帰國者に関する領事官の職務等に関する法律施行令（昭和二八年）、④市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令（昭和三四年）、⑤海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四六年）、⑥農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和四八年）、⑦中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令（平成二一年）、⑧高速道路株式会社法施行令（平成一七年）、⑨民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成一八年）、⑩海洋基本法の施行期日を定める政令（平成一九年）、⑪東ティモール国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成二二年）、⑫福島復興再生特別措置法の一部の施行期日を定める政令（平成二五年）。

(10) 昭和三年五月一日に公布された法律は以下の九件であるが、このうち引用法令のない⑦は除くとしても、①⑥⑧の三件の法令においては、引用法令に法令番号の付記がないか、またはあつたとしても不十分にしか付記がなされていない。①検察庁法の一部を改正する法律（第三一号）、②地方自治法の一部を改正する法律（第三二号）、③大蔵省預金部特別会計の昭和二十三年度における歳入不足補てんのための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律（第三三号）、④金資金特別会計法の一部を改正する法律（第三四号）、⑤不正保有物資等の対価を登録国債で決済することに関する法律（第三五号）、⑥不正保有物資等特別措置特別会計法（第三六号）、⑦政府が発行する福引券の当せん金の支払等に関する法律（第三七号）、⑧昭和二十三年の所得税の四月予定申告書の提出及び第一期の納期の特例に関する法律の一部を改正する法律（第三八号）、⑨軽犯罪法（第三九号）。

(11) なお、旧労働組合法は、同法にいう「労働組合」を次のように定義していた。

第二条 本法に於て労働組合とは労働者が主体と為りて自主的に労働条件の維持改善其の他経済地位の向上を図ることを主たる目的として組織する団体又は其の連合団体を謂ふ但し左の各号の一に該当するものは此の限に在らず

一 使用者又は其の利益を代表すと認むべき者の参加を許すもの

二 主たる経費を使用者の補助に仰ぐもの

三 共済事業其の他福利事業のみを目的とするもの

四 主として政治運動又は社会運動を目的とするもの

現行法との主な違いは二号にあるが、法改正（現行法の制定）に当たっては、労働組合に対する経費援助の原則禁止への転換が国会における主たる争点の一つとなつた。

(12) ただ、労働基準法の場合、そのすべてが「労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者」という定型句のなかで登場することから、同法における「過半数組合」を当事者とする制度（過半数代表制）は、その半分の一七種類ということになる。

(13) なお、本文イに関連して、①厚生労働省組織規則（平成一三年厚生労働省令第一号）三三二条一項一号、②厚生労働省組織令（平成一二年政令第一五二号）一五条九号を、口に関連して、③無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する法律（平成一一年法律第一四七号）三条二項を併せ参照。「中小企業調査」の調査事項について規定した④中小企業労働実態調査規則（昭和三一年労働省令第一五号）六条一〇号にいう「労働組合」についても、イと同様に考えてよい。

(14) なお、労働組合法第五条二項は、次のように規定する。

（労働組合として設立されたものの取扱）

第五条

2 労働組合の規約には、左の各号に掲げる規定を含まなければならぬ。

一 名称

二 主たる事務所の所在地

- 三 連合団体である労働組合以外の労働組合（以下「単位労働組合」という。）の組合員は、その労働組合のすべての問題に参与する権利及び均等の取扱を受ける権利を有すること。
- 四 何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によつて組合員たる資格を奪われないこと。
- 五 単位労働組合にあつては、その役員は、組合員の直接無記名投票により選挙されること、及び連合団体である労働組合又は全国的規模をもつ労働組合にあつては、その役員は、単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票により選挙されること。
- 六 総会は、少くとも毎年一回開催すること。
- 七 すべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告は、組合員によつて委嘱された職業的に資格がある会計監査人による正確であることの証明書とともに、少くとも毎年一回組合員に公表されること。
- 八 同盟罷業は、組合員又は組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票の過半数による決定を経なければ開始しないこと。
- 九 単位労働組合にあつては、その規約は、組合員の直接無記名投票による過半数の支持を得なければ改正しないこと、及び連合団体である労働組合又は全国的規模をもつ労働組合にあつては、その規約は、単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票による過半数の支持を得なければ改正しないこと。
- いわゆるナショナルセンターやその地域組織は、労働組合の産業別組織（単産）の連絡協議機関にすぎず、労働組合法二条にいう「労働組合」（連合団体）に該当するとはいひ難いが、組合規約をみる限り、これらの組織が五条二項に適合する労働組合でないことは明白といわざるを得ない（たとえば、日本労働組合総連合会（連合）の規約も、大会を二年に一度開催する旨を定めている）。
- ちなみに、法人労組でなくとも、労働組合法二条および五条二項の規定に適合する労働組合であることを要求する法令もなくはない。たとえば、①職業安定法施行規則（昭和二二年労働省令第二二号）四条五項二号、②船員職業安定法施行規則（昭和二三年運輸省令第三二号）一条二号、③労働者災害補償保険法施行規則（昭和三〇年労働省令第二二二号）

(四六条の一八第四号を参照)。

(15) なお、政治資金規正法二条一項の場合、正確には「労働組合（労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第一条に規定する労働組合をいう。略」となる。

(16) ただ、このような規定は、他の法令にも数多くみられるものであり、次のように定める資金業法施行令の規定（うち一号口については先に言及）は、例外中の例外であることも知る必要がある。

（資金業の範囲からの除外）

第一条の二 法第二条第一項第五号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる団体（その直接又は間接の構成員以外の者に対する貸付けを業として行うものを除く。）

イ 国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第一百八条の二（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第三百六十一号）第五

十二条の職員団体又は国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十八条の二の組合

ロ 労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条の労働組合

二 以下、略

(17) なお、本条の内容と意義（疑問点を含む）については、小窓「リスクとチャンス——中間管理職に法的保護は必要か？」『日本労働研究雑誌』四七四号（平成一一年二月）一五〇頁以下、一五一六頁を参照。

(18) なお、運輸省令（現在の国土交通省令）であるためか、船員職業安定法施行規則三九条には、他の四例とは異なり、労働基準法施行規則六条の二第三項に相当する規定がない。